

文化資源デジタル化・コンテンツ開発事業  
ミレー作品の高精細画像を用いた動画制作・投影作業仕様書

1 目的

山梨県立美術館（以下、「美術館」とする。）の主要な所蔵作家であるジャン＝フランソワ・ミレーの作品の魅力を来館者に紹介し、その作品鑑賞をより深めるため、また美術館の存在を広くアピールするため、ミレー作品の高精細画像を用いた動画を制作、館内に設置する。

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月27日（月）まで

3 業務内容

- ・ジャン＝フランソワ・ミレーの生涯や作品、芸術性、美術館のアイデンティティやビジョンについて理解し、学芸員と相談の上、動画の構想に反映すること。
- ・複数点（9点を想定、美術館より支給）の高精細画像を用いるとともに、その他必要な画像データ等を手配し、5分程度の尺のレイアウトを作成する。
- ・投影するプロジェクター（4K）および再生機器、可搬式収納台を用意する。機材のスペックに従い、画像の必要容量を確認の上制作する。投影距離は11m程度を想定。  
※4Kプロジェクター／12,000lm
- ・各画像の一部をクローズアップし、作品細部までデータを見せる。
- ・必要に応じて字幕、音楽を入れること。
- ・設置場所にプロジェクター、再生機器、音響設備、収納台、ケーブル等を設置し、動画の投影作業・調整を行う。
- ・SNS用にリサイズした画像データを制作する。
- ・設置場所／期間：特別展示室D室／2月20日（月）（予定）～3月26日（日）  
ギャラリー・エコー（美術館エントランス）／3月27日（月）～  
※2月20日（月）（予定）に特別展示室に設置した機材一式を、3月27日（月）にギャラリー・エコーに移動させ再設置・調整すること。

4 成果物の納品

次の成果物を納品すること。

- ・完成した動画（アスペクト比 16:9）  
形式：Blu-ray で再生可能な形式、YouTube にアップロード可能な形式
- ・データを納めたSDカードもしくはUSBメモリ等1部（記録用）、再生機器用Blu-ray2部（運用用）
- ・投影、再生機器類
- ・機器類の関係書類、マニュアル一式
- ・完了報告書 1部
- ・納期限： 令和5年3月27日（月）
- ・納品場所： 山梨県立美術館

## 5 業務成果の取り扱い

- (1) 本業務により制作された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権およびその他の権利は美術館に帰属するものとし、ホームページ（美術館および区市町村等）、SNS、テレビ等、広報の目的で放映することができる。美術館はこれらの使用にあたって受託者に使用料等を支払うことはしない。
- (2) 成果物に第三者の著作権が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、美術館はこれを無償で非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。
- (3) 受託者は、委託業務により受託者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、本業務で制作した動画を美術館の許可なく使用しないこと。

## 6 業務計画

受託者は、本業務の実施に先立ち、次について速やかに美術館に連絡し、その承認を受けること。業務実施期間中は、進捗状況等を随時報告するものとする。また、その内容を変更しようとするときも同様とする。

- ・業務内容
- ・業務工程
- ・業務履行体制

## 7 工程管理

受託者は、本業務の実施にあたり、適切な工程管理を行うとともに、適宜美術館に作業進捗状況を報告するものとする。

## 8 動画制作・機器設置にあたっての留意事項

- (1) 動画は公序良俗に反するものでないこと。
- (2) 制作前に美術館より支給される高精細画像の確認を行うこと。
- (3) 制作に際しては担当者に確認を取り、打ち合わせを行いつつ仕上げること。
- (4) 投影機器については美術館にスペックを提示、許可を得て手配すること。
- (5) 機器類の設置にあたっては、館内の構造を慎重に確認し検討の上、収納台および設置のプランを提出し、美術館の許可を得ること。資機材、人員等の手配をすること。
- (6) 機器収納台は可搬式かつ機材を固定でき安全性の高いものを作成すること。
- (7) 設置作業は休館日に実施すること（月曜日を予定）。資材等の搬入については別途詳細を美術館と協議すること。
- (8) 搬入経路、設置場所については必要に応じて養生を行うこと。
- (9) 設置作業は美術館職員の立ち会いのもとに行い、指示があった場合にはこれに従うこと。
- (10) 設置作業によって施設等を汚染、破損した場合は、原状回復すること。
- (11) 設置作業後、修正の必要が生じた場合は追加作業を行うこと。

## 9 その他留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。

- (2) 委託業務は契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係わる資料提出等、協力すること。また、委託業務に関する会計帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (3) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間に係わらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、または第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託または一部を請け負わせることについては、事前に美術館の承諾を得ること。
- (5) 委託業務に必要となる資機材については受託者で用意すること。
- (6) 本業務の実施に当たり、本仕様書及び業務内容等に疑義や内容の変更が生じた場合は、その都度美術館と協議のうえ、決定する。また、その変更によりかかる費用が契約金額を超える可能性がある場合には、美術館と協議の上、処理する。

山梨県立美術館

〒400-0065 山梨県甲府市貢川 1-4-27

Tel 055-228-3322 Fax 055-228-3324

担当：総務課 田辺【契約事務について】

学芸課 太田【内容について】